

「店頭外国為替証拠金取引説明書(契約締結前交付書面・注意喚起文書)」新旧対照表

平成29年2月27日

(下線部分変更)

新	旧
<p>15. 取引証拠金</p> <p>お客様は、店頭外国為替証拠金取引の注文をする場合、当社に取引証拠金の預託を行う必要があります。</p> <p>注文時に必要な取引証拠金の最低額（以下、この額を「<u>必要証拠金額</u>」といいます。）は、お取引される通貨ペアの取引レートの仲値に取引数量を乗じた金額の4%に相当する円価額です。ただし、同一通貨ペアの両建時は、売買のうち建玉数量が多いほうの取引金額の4%に相当する<u>円価額</u>が必要証拠金となります。（※）</p> <p>※法人のお客様の場合には、お取引される通貨ペアの取引レートの仲値に取引数量を乗じた金額に対し、「<u>為替リスク想定比率</u>」（注）を乗じて得た額の円価額が必要証拠金額となります。ただし、同一通貨ペアの両建時は、売買のうち建玉数量が多いほうの取引金額に「<u>為替リスク想定比率</u>」を乗じて得た額の<u>円価額</u>が必要証拠金額となります。</p> <p>（注）「為替リスク想定比率」とは、法令の定める方法（*）によりヒストリカル・データ（過去に実際に発生した価格変動を表す数値）を使用して通貨ペアごとに算出される比率のことをいい、少なくとも毎週1回変更されます。変更にあたっては、事前に取引画面等を通じて変更</p>	<p>15. 取引証拠金</p> <p>お客様は、店頭外国為替証拠金取引の注文をする場合、当社に取引証拠金の預託を行う必要があります。</p> <p>注文時に必要な取引証拠金の最低額は、お取引される通貨ペアの取引レートの仲値に取引数量を乗じた金額の4%に相当する円価額（以下、この額を「<u>必要証拠金額</u>」といいます。）です。</p> <p>ただし、同一通貨ペアの両建時は、売買のうち建玉数量が多いほうの取引金額の4%に相当する<u>日本円</u>が必要証拠金となります。（※）</p> <p>※法人のお客様の場合は、お取引される通貨ペアの取引レートの仲値に取引数量を乗じた金額の<u>1%</u>に相当する円価額となります。</p> <p>ただし、同一通貨ペアの両建時は、売買のうち建玉数量が多いほうの取引金額の<u>1%</u>に相当する日本円が必要証拠金となります。</p> <p>（新設）</p>

新	旧
<p>後の比率を通知しますが、原則として毎週金曜日のニューヨーク・クローズ後に変更後の比率が適用されることとなります。各通貨ペアの価格変動状況によっては変更幅が大きくなる場合もありますのでご注意ください。なお、<u>「為替リスク想定比率」が1%未満となる場合には、リスク管理の観点から同比率を1%とみなして必要証拠金額を計算します</u>ので、あらかじめご了承ください。</p> <p>(*) 定量的計算モデル(片側99%の信頼区間を使用し、取引の保有期間を1日以上とする)を用い、次に掲げる全ての要件を満たすヒストリカル・データを使用して算出することとされています。</p> <p>①直近26週の期間を対象とした数値又は直近130週の期間を対象とした数値のいずれか高いものを採用すること。</p> <p>②各数値に掛目を乗じて得た数値でないこと。</p> <p>③少なくとも毎週1回更新されること。</p>	
<p>24. <u>課税上の取扱い</u></p> <p>個人が行った店頭における店頭外国為替証拠金取引で発生した<u>利益</u>(売買による差益およびスワップポイント収益)は、「<u>先物取引に係る雑所得等</u>」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことがで</p>	<p>24. <u>益金に係る税金</u></p> <p>個人が行った店頭における店頭外国為替証拠金取引で発生した<u>益金</u>(売買による差益およびスワップポイント収益)は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができま</p>

新	旧
<p>きます。</p> <p><u>法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した所得（売買による差益及びスワップポイント収益）は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。</u></p> <p>金融商品取引業者は、お客様の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名（<u>法人お客様の場合は所在地、法人名</u>）、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。</p> <p>詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p>	<p>す。</p> <p>法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した<u>益金</u>は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。</p> <p>金融商品取引業者は、お客様の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p>
<p>店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為</p> <p>u. <u>①通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。v.において同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（想定元本の4%。v.において同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること（顧客が個人である場合）</u></p> <p><u>②店頭外国為替証拠金取引につき、顧客の実預託額が約定時必要預託額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること（顧客が法人である場合）</u></p>	<p>店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為</p> <p>u. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。v.において同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（想定元本の4%。v.において同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること</p>

新	旧
<p>v. <u>①通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること（顧客が個人である場合）</u></p> <p><u>②店頭外国為替証拠金取引につき、営業日ごとの一定の時刻における実預託額が維持必要預託額に不足する場合に、速やかに顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること（顧客が法人である場合）</u></p>	<p>v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること</p>

以上

「FXネオ取引ルール」新旧対照表

平成 29 年 2 月 27 日

(下線部分変更)

FX ネオ取引ルール (法人)

新	旧
<p><u>証拠金</u></p> <p><u>1.必要証拠金</u></p> <p><u>取引金額に「為替リスク想定比率」を乗じて得た額に相当する日本円</u></p> <p><u>※為替リスク想定比率は通貨ペア毎に異なります。また、1週間ごと（原則として毎週金曜日のニューヨーククローズ後）に変更されます。</u></p> <p><u>※為替リスク想定比率は原則として金融先物取引業協会(以下、金先協会)が発表した数値を使用します。また、1%未満の場合は1%として必要証拠金を算出します。</u></p> <p><u>※何らかの理由により金先協会から為替リスク想定比率が発表されなかった場合には、当社にて算出した数値を使用します。</u></p> <p><u>※現在適用中の必要証拠金、ならびに次回適用される必要証拠金(目安)は、取引画面よりご確認ください。</u></p> <p><u>※詳細な計算方法につきましては、金先協会のホームページ (http://www.ffaj.or.jp/regulation/O3_2.html) を</u></p>	<p><u>必要証拠金</u></p> <p><u>取引金額の1%に相当する日本円(レバレッジ最大100倍)</u></p>

ご覧ください。

ただし、同一通貨ペアの両建時における必要証拠金の計算方法は MAX 方式となります。

※MAX 方式とは、売買のうち建玉数量の多いほうのみを計算対象とする方式です。

※注文中証拠金と拘束証拠金についても MAX 方式となります。

(例については省略)

2.注文中証拠金

未約定の新規注文により拘束されている証拠金

3 拘束証拠金

建玉と新規注文のために拘束される必要証拠金額

必要証拠金 + 注文中証拠金 で計算されます。

4.証拠金維持率

時価評価総額が必要証拠金に対してどの程度の割合かを示す値

時価評価総額 ÷ 拘束証拠金 で計算されます。

ロスカット

ただし、同一通貨ペアの両建時における必要証拠金の計算方法は MAX 方式となります。

※MAX 方式とは、売買のうち建玉数量の多いほうのみを計算対象とする方式です。

(例については省略)

ロスカット

時価評価総額が取引金額の 1%に相当する日本円額を下回った場合 (証拠金維持率が 100%を下回った場合)

<p><u>時価評価総額が必要証拠金を下回った場合</u> (証拠金維持率が100%を下回った場合)</p> <p>ロスカットアラート <u>時価評価総額が必要証拠金の1.5倍に相当する日本円額を下回った場合</u> (証拠金維持率が150%を下回った場合)</p> <p>追加証拠金 <u>法人のお客様は追加証拠金制度の対象外となります。</u></p> <p>拘束証拠金不足 <u>・時価評価総額がニューヨーククローズ時点において拘束証拠金(必要証拠金と注文中証拠金の合計額)を下回っていた場合、ニューヨーククローズ時点までに発注した新規注文を取消しいたします。</u> <u>・為替リスク想定比率を変更した際、時価評価総額が変更後の拘束証拠金を下回っていた場合、全ての新規注文を取消しいたします。</u> <u>※新規注文の取消しは、ニューヨーククローズ後1時間程度での完了を想定しております。</u></p>	<p>ロスカットアラート <u>時価評価総額が取引金額の1.5%に相当する日本円額を下回った場合</u> (証拠金維持率が150%を下回った場合)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	---

※個人については「新規注文の取消し」を「拘束証拠金不足」に名称変更し、「証拠金」の説明も明確にしております。